

平成29年度事業計画

事業計画の基本

本法人が経営する特別養護老人ホーム黎明館の基本方針は従前と変更する考えはありません。

基本方針

1. 施設利用者様の受入れは可能な限り他の介護施設で敬遠される重度の看護管理が必要な、病院で治療しても改善の見込みがないとして退院させられる終末期高齢者の受入れに努め、地域の高齢者福祉に貢献する。
2. やる気のある職員を採用し、職員の技能を高め、付加価値の高い看護・介護を行い、職員には介護保険収入の上限の人件費で給与を支給し、職員の生活の維持に努める。
3. 収入支出全般についてはよく検討し、よく見直しを行い無駄な支出の排除に努める。

物品の購入・工事の発注

物品の購入については、患者輸送車が購入して16年立ち不具合が出ていますので、新たにリフトが車いすにも対応している車両に買い替え予定です。また、入浴用ストレッチャーも買い替え時期であり、さらにワット数が変わるため電気工事が必要とされています。それぞれ、労働局の助成金を利用して購入予定です。

介護報酬請求ソフトについても新たな請求システムに対応できるものに買い替え予定です。

ほかにも障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、防犯に係る安全確保を図るためライトの新たな設置や、また高架水槽についてもはしご等に腐食が見られるので改修を行う予定です。

決算の状況により社会福祉充実計画の作成が必要となりました。黎明館建物の建替え工事の計画は現在ありませんが、遠からず必要になりますので、資金が残せるよう進めて参ります。

資金対策

本法人は、お陰様で経営資金の借り入れをする程には資金不足にはなっておりませんが、何時災害を受けて大金が必要にならないとも限らず、災害を受けても給与の支払いが出来なかったり、給食材料等の購入が出来なかったりしないよう、運転資金を引き当てておくのも経営者の仕事であります。

阪神淡路大震災のときも、東日本大震災のときも、熊本地震のときも、それが立証されたことは皆さま方もご存じのとおりであります。

29年度収支予算の件

29年度は介護報酬改定がありませんので、収入に関してはほぼ前年と変わりありますが、介護職員の処遇改善加算は若干増額されます。事業計画でお示ししましたように、車両入替等や修繕工事が予定されており、支出の額は大きくなります。

決算のスケジュールについて

社会福祉法の改正により平成29年4月1日より新しく評議員、評議員会を置くこととなりました。この評議員会の開催は理事会の開催後に2週間を開けて開催することとなっているため、資産の登記は5月末より6月末へと延長されています。これらに伴い以下のスケジュールで理事会、評議員会を開催してゆく予定です。

平成 29 年 5 月中旬 監事監査

平成 29 年 5 月 26 日（日） 11 時 理事会（29 年 4 月 1 日～29 年評議員会まで就任の方）
事業報告、決算の承認

平成 29 年 6 月 18 日（日） 17 時 評議員会
事業報告、決算の承認、監事監査報告、
理事の選任、社会福祉充実計画の承認

平成 29 年 6 月 18 日（日） 18 時 理事会
（29 年評議員会終了時～31 年評議員会終了時まで就任の方）
理事長・常務理事の選定

平成 30 年 3 月末 18 時 理事会
事業計画、予算の承認